

「規制改革要望・集中受付月間」の創設について

～ 京丹後市では、本年１１月を規制改革要望の集中受付月間とします！ ～

令和２年１０月２９日

京丹後市役所

国では菅新総理のもと、活力ある地方を創る等のため、行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打破し「規制改革を全力で進める」こととされ、規制改革・行政改革ホットラインの取り組みなどがスタートしたところです。

地方自治体にあっても、今後、住民が主役になって地域の活力を高めていくためには、住民を取り巻く国・府を含めた自治体行政の各分野の規制や制度運営上の基準などの在り方を、今一度、前例にとらわれず、住民目線、市民起点で見直して、必要な改善・改革を、機動的に、かつ思い切って実現していくことが、重要で欠かせません。

このため、本市として、来年度の予算編成を控え、この間の行政全般の事業・取組みについて見直しと精査を加え、来年度予算の編成準備を進めていく時期である、来る１１月を、「規制改革要望・集中受付月間」として、

住民の皆さん個人や、企業・団体・法人の皆さんが、住民生活や地域の社会・経済活動の実情の中で、本市及び国・府の行政上の規制、基準等に対して、日ごろ感じておられる「この基準がこう変わったら、こんなことができるのに！この規制は、このように変えられないか？」といった改善、改革等の要望について、下記のとおり広くかつ集中的に受け付け、お聞きし、次年度予算編成の過程と重ねて、改革実現を進めていくこととします。

なお、住民・団体等からいただいた規制改革要望のうち、国又は都道府県（京都府）に係るものについては、整理・取りまとめののち、年内を目途に当該関係行政機関にお伝えし、要望実現に共に尽力します。

記

１ 要望等対象

○京丹後市の条例・予算等制度・運営上の規制、基準等。及び

○国・都道府県（京都府）の法制度・予算等上の規制、基準等についても受け付けます。

国・都道府県に係る要望は当該機関にお伝えし趣旨等を踏まえ要望実現に助力します。

２ 集中受付月間

令和２年１１月

※ただし、重点的な対応を図るため集中的に受け付けを行う趣旨であり、１２月以降も適時に要望を受け付けます。

3 規制改革要望・集中受付月間の周知方法

- (1) 市内225行政区の区長、市内の農業生産法人、京丹後市商工会、京丹後市観光公社、京丹後市建設業協会等に文書で照会
- (2) 市HP、Facebook 等による広報

4 要望書について

別紙のとおり

【担当窓口】

京丹後市市長公室政策企画課

TEL : 0772-69-0120 FAX : 0772-69-0901

メールアドレス : kikaku@city.kyotango.lg.jp

規制改革に関する要望

【要望者名（区・団体・会社・個人）： 】

要望事項名 (タイトル)	要望の具体的な内容及び要望理由	根拠法令等 (おわかりであれば)	要望者 名の公開の可否	要望者連絡先 ※非公開情報		
				要望者氏名 (担当者名)	電話番号	E-mail アドレス

<記載例> 規制改革に関する要望

【要望者名（区・団体・会社・個人）： ○○区 】

要望事項名 (タイトル)	要望の具体的な内容及び要望理由	根拠法令等 (おわかりであれば)	要望者 名の公 開の可 否	要望者連絡先 ※非公開情報		
				要望者氏名 (担当者名)	電話番号	E-mail アドレス
多面的機能支払交付金に係る使途基準の緩和	多面的機能支払交付金を受けている活動団体が、その交付金を活用し、市道を整備することを認めてほしい。 (理由) 農作業用に通行することの多い市道について、特例的に認めてほしい。		公表	○○太郎	***- ****- ****	***@ ***.***.* *
ワイヤーメッシュ設置基準の緩和	有害鳥獣対策として、補助金の交付を受け、山裾にワイヤーメッシュを設置し広いエリアで囲っているエリアにおいて、そのエリア内でさらに小さな区画を囲った場合であっても、補助金交付の対象となるようにしてほしい。 (理由) イノシシ、鹿が田んぼに入らないようにするためには、2重の防御が必要である。		非公表	□□花子	***- ****- ****	***@ ***.***.* *